

質 問 回 答

2020年12月9日

「(案件名 20a00749 スーダン国スーダンのきれいな街プロジェクト)」

(公示日：2020年11月25日／公示番号：20a00749) について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	企画競争説明書:p.5「第1章 企画競争の手続き」 7 プロポーザル等の提出、(6)見積書	「廃棄物フロー作成・ごみ量ごみ質調査」で想定している対象規模やサンプル数がありましたら、ご教示願います。	対象規模やサンプル数に係る指定はしませんので、定額計上の経費の範囲内で効率的かつ効果的な調査の規模、範囲及び実施方法等を提案してください。
2	企画競争説明書:p.21 「第3章 特記仕様書案」 (8)プロジェクト開始直後の専門家派遣期間について	「ベースライン調査及びキャパシティ・アセスメントの実施、及びC/Pとの調整を担う専門家1名を90日程度連続で派遣」とありますが、専門家とは貴機構の直営専門家でしょうか。それとも業務実施契約における業務従事者(コンサルタント側)の専門家でしょうか。 前者の場合、直営専門家とプロジェクト側の専門家とのベースライン調査及びキャパシティ・アセスメントの作業分担はどのように考えればよいのでしょうか。 後者の場合、業務の実施体制・実施方法を明確にしたうえで、期間及び人数の変更(例えば、専門家2名を45日程度派遣)は提案可能との理解で間違いありませんでしょうか。	「ベースライン調査及びキャパシティ・アセスメントの実施、及びC/Pとの調整を担う専門家1名を90日程度連続で派遣」における専門家は、本件の受注者との業務実施契約における業務従事者(コンサルタント側)を想定しております。 期間及び人数の変更がある場合は、その理由を含めて各業務従事者の役割を明確にし、業務の実施体制・実施方法の詳細をプロポーザルにおいて提案してください。また、案件開始当初は渡航制限や水際対策が継続されている可能性もあることを考慮した上で提案してください。
3	企画競争説明書:p.33 「第4章 業務実施上の条件」3. 対象国の便宜供	紅海州や北コルドファン州のC/P職員をハルツーム州に呼んでワークショップを開催することも考えています。その場合、C/P職員への必要な手当	C/P職員への必要な手当及び国内旅費はC/P側で確保される旨、R/Dにて実施機関との間で合意済みです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
	与、C/P 職員への必要な手当て、国内旅費の支給	て、国内旅費の支給は対象国の便宜供与に示される通り、C/P 側で確保されることを貴機構で確約していただけるのでしょうか。	
4	企画競争説明書：p.33 「第4章 業務実施上の条件」3. 対象国の便宜供与、プロジェクト執務室、オフィス事務機器の提供	対象国の便宜供与に示された「プロジェクト執務室」は、州ごとに提供頂けるとの理解で間違いありませんでしょうか。また、「オフィス事務機器の提供」とありますが、地方の現場への国内移動やプロジェクト執務室でのインターネット環境の脆弱性などが想定されるため、モバイルプリンターやポータブルWifiを見積計上したいと考えますが、可能でしょうか。	基本計画策定調査時点においては、中央政府である HCENR における執務室の提供についてのみ合意しており、各州におけるプロジェクト執務室は未合意です。第1期（詳細計画策定フェーズ）において、各州との現地での活動期間や人数規模等について協議の上、プロジェクト執務室を確保する旨を合意することが望ましいと考えます。 また、R/Dに基づき、C/P 機関におけるオンライン協議等に必要な通信環境については、案件開始前までに JICA が整備予定ですが、提案される実施方法に応じて見積計上（本見積）してください。
5	基本計画策定結果：p.5 「7. その他特記事項」(2) その他、遠隔での事業実施を想定したスーダン側の通信環境整備	「案件開始前に各州清掃公社の C/P が専門家との協議・技術移転を受けるための通信環境を整備すること」とありますが、地方州における通信環境の整備を貴機構で確約していただけるのでしょうか。 また、「ネットワーク回線の確保に係る必要経費を JICA プロジェクトから支出することで合意した」とあるとおり、C/P が利用するインターネット通信費を見積もりに計上可能との理解で間違いありませんでしょうか。	上述の通り、地方州における通信環境については、案件開始前までに JICA が整備予定です。 他方、「ネットワーク回線の確保に係る必要経費」につきまして、C/P が利用するインターネット通信費については、現時点では必要経費に該当しないので、本件の見積に計上する必要はありません。
6	P.5 2)(ア)	本邦研修に係る受入業務と管理業務の費用については、ガイドラインの規定通り、見積りには計上しないという理解で間違いありませんでしょうか。	受注者に委託するのは「実施業務」のみ対象とします。「受入業務」及び「監理業務」は JICA が対応します。 (参考) コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン P2

通番号	当該頁項目	質問	回答
			https://www.jica.go.jp/announce/information/20191011.html

以上